

中小企業の「人への投資」を支援！

令和5年度
限定

富山県 **キャリアアップ** 奨励金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップは、
優秀な人材の確保定着、意欲・能力の向上につながります

制度の概要

対象者：中小企業事業主

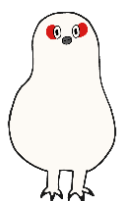
※富山県内に雇用保険適用事業所を有する中小企業事業主

**支給対象：厚生労働省の「キャリアアップ助成金」に沿って実施する
非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善**

(令和5年5月30日以降に実施した非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善が対象となります。)

支給内容：1人あたり10万円 (支給対象が事業所単位の場合は1事業所当たり)

※キャリアアップ助成金の助成額の1/2上限



制度の詳細は、**富山県ホームページ**で必ずご確認ください。

富山県キャリアアップ奨励金

検索



【手続き・問い合わせ先】

富山県 商工労働部 労働政策課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL: 076-444-8897 E-mail: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

(令和5年5月)

奨励金の支給対象・支給額

支給対象：厚生労働省の「キャリアアップ助成金」各コースに沿って実施する、非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善
 支給額：1人当たり10万円（支給対象が事業所単位の場合は1事業所当たり）※キャリアアップ助成金の助成額の1/2上限

キャリアアップ助成金		奨励金	
主なコース/コース内容		支給額	支給額
正社員化	正社員化コース ／非正規雇用労働者を正社員化	1人当たり 57万円	1人当たり 10万円
	障害者正社員化コース ／障害のある非正規雇用労働者を正社員化	1人当たり 90万円	1人当たり 10万円
処遇改善	賃金規定等改定コース ／賃金規定を3%以上増額改定	1人当たり 5万円	1人当たり 2.5万円
	／賃金規定を5%以上増額改定	1人当たり6.5万円	1人当たり 3.25万円
	賃金規定等共通化コース ／賃金規定を正社員と共通化	1事業所当たり60万円	1事業所当たり10万円
	賞与・退職金制度導入コース ／賞与・退職金制度を導入	1事業所当たり40万円	1事業所当たり10万円
	短時間労働者労働時間延長コース ／週所定労働時間を3h以上延長し、社会保険適用	1人当たり23.7万円	1人当たり 10万円

※ キャリアアップ助成金の支給額は中小企業の場合の金額

キャリアアップ助成金については、富山労働局ホームページでご確認ください。

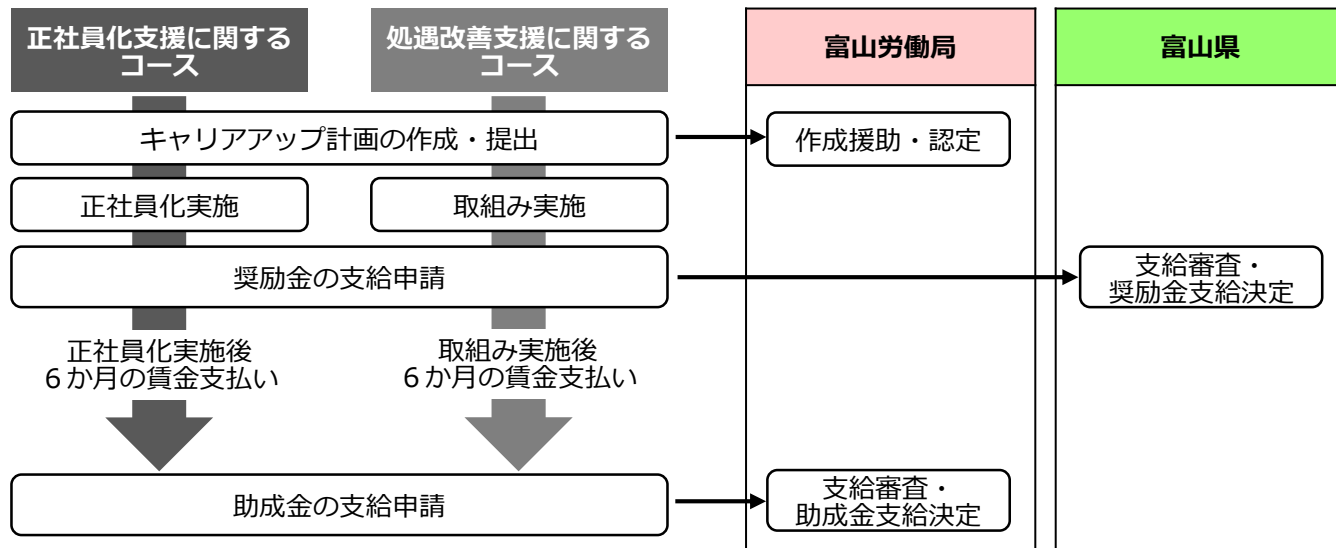
キャリアアップ助成金 富山労働局

検索



手続きの流れ

キャリアアップ助成金及び奨励金の活用にあたっては、各コースの実施日の前日までに、キャリアアップ計画の提出（提出先：富山労働局 助成金センター）が必要です。



【キャリアアップ助成金の手続き・問い合わせ先】

富山労働局 助成金センター（〒930-0008 富山市神通本町1-6-9 MIPSビル5階） TEL: 076-432-9172

奨励金の申請方法

下記①②のいずれか早い日までに所定の申請書類を富山県労働政策課に提出してください。

①非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善実施日の翌日から起算して2か月以内

②令和6年3月8日（金曜日）

（予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。）